

平成25年度発注者支援業務等に関する質問に対する回答

整理番号	業務種別	分類	質問事項	回 答
1	積算技術	一般競争（指名競争）参加資格申請の証明について	入札公告及び入札説明書に記載されている、「平成25・26年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の申請」について、申請中である旨を証明する資料を競争参加資格確認申請書に添付する必要がありますか？ 又、添付が必要な場合はどういった資料が必要でしょうか？	入札説明書では、「申請中である旨を証明する資料」の添付を求めておりませんので、資料は不要です。 ただし、ヒアリングの中で「平成25・26年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の申請を行っているか？」を確認いたします。（ヒアリングを実施しない場合は、電話による確認を実施いたします。）
2	堰・排水機場管理支援	特記仕様書	1. 特記仕様書P5第10条4. 勤務時間の中で、調査職員勤務時間外及び閉庁日における機器監視は、第2条の担当技術者の資格等の最下段に記載されている「休日・夜間における電話対応等にもつらら従事する者（資格要件を要しない）」という解釈でよいでしょうか？	資格要件を要しないという解釈で構いません。
3	河川巡視	再委託	再委託について 1. 運転手（巡視補助員）の再委託は可能でしょうか。	河川巡視業務における車両管理に関しては、業務遂行管理・業務手法の決定及び技術的判断等を伴わないものであるため、「業務の主たる部分」に含まれません。よって、運転手（巡視補助員）については再委託可能です。
4	工事監督支援	管理技術者の地域精通度	入札説明書P15の地域精通度の表中に記載している「当該事務所管内」について、当該事務所管内の考え方についてご教示願います。	①詳細な市町村を記載している業務：「入札説明書によられたい。」 ②詳細な記載がない業務：「事務所が所管する施設等が所在する都道府県を示すものとします」
5	工事監督支援	管理技術者の地域精通度	管理技術者の地域精通度の当該事務所管内とは、福岡県内と考えて宜しいでしょうか。	4)と同じ
6	工事監督支援	特記仕様書	業務に必要な自動車の想定台数について、ご教示願います。	業務に必要な自動車は、担当技術者の人数分を想定しています。
7	工事監督支援	特記仕様書	特記仕様書 第15条 業務打合せ等において、「業務場所2箇所毎に毎月2回、調査職員と打合せを行うこととし回数50回とする。」とありますが、 1)【業務場所2箇所毎】の2箇所の内訳をご教示ください。 2) 業務打合せ回数50回の詳細（内訳）についてご教示ください。	1) 特記仕様書 第6条に記載している業務場所となります。 2) 定例打合せには、業務着手時及び業務完了時の打合せを兼ねていないため、定例打合せ回数に含んでいません。
8	工事監督支援	入札説明書 技術提案	入札説明書P2 4. (3). 2) 留意点を踏まえた技術提案 において「発注者や施工業者とのコミュニケーションの取り方に対する構構について、また複数の担当技術者で業務を行う場合に統一的な判断、対応を行う履行体制を確保するための取り組みについて」と記載されておりますが、P28の参考資料では「担当技術者を1名程度想定している」と記載されております。技術提案にあり、本業務の担当技術者を複数名として提案することを求められているのかご教示願います。	参考資料に記載の1名程度とは、あくまで想定であることから、貴社の考え方に基づき、提案して頂きたい。
9	工事監督支援	入札説明書 技術提案	上記に関連しますが、担当技術者が1名の場合、入札説明書P16 表中にある「また、担当技術者間の判断や対応を統一するための・・・」という記述と合致しますが、【担当技術者間】とはどのように解釈すれば良いかご教示願います。	9)と同じ。
10	工事監督支援	特記仕様書	特記仕様書 第17条 (2) 事務用品等について の記載内容について伺います。 Q1) 【4】業務に必要となるソフトウェアとは、具体的に何を示すのでしょうか？ Q2) 本業務におけるインターネット環境について、受注者側が準備するものとして想定しているものはありますか。 また、【別途計上する必要があると判断される場合】とは、どういった場合かご教示願います。	Q1) 後日、九州地整のホームページに掲載を予定している「平成24年度 発注者支援業務等に関するリース料金」の仕様を考えています。 Q2) 通常のインターネット環境を準備するものとして考えています。 また、【別途計上する必要があると判断される場合】とは、施設の増改築等規模が大きい環境整備を考えています。
11	工事監督支援	特記仕様書	特記仕様書 第4条 管理技術者、担当技術者の資格等において、『本業務の管理技術者及び担当技術者は、別件「平成25年度大分河川国道事務所（道路改良）事業調査業務（予定）」平成25年度大分河川国道事務所（道路管理）事業調査業務（予定）」平成25年度大分川・大野河川川口整備等事業調査業務（予定）」平成25年度大分河川国道事務所（道路調査）事業調査業務（予定）」（「施工プロセスを通じた検査」の対象工事）の管理技術者及び担当技術者を兼ねる事が出来ない事とする。』と記載されていますが、これは前出した業務のうち、【「施工プロセスを通じた検査」が含まれる事業調査業務である場合】は兼任が出来ないという意味でしょうか？それとも、前出した業務全てが本業務と兼任出来ないのでしょうか？	特記仕様書 第4条【その他】に掲載している発注予定業務と兼任出来ないという意味です。
12	工事監督支援	競争参加資格確認申請書	質問-1) 競争参加資格確認申請書「様式-4」の「予定管理技術者の同種又は類似業務実績」に平成24年度完了予定の業務を記載する場合、競争参加資格確認申請書提出時点で直近の変更契約書に記載された契約金額を記載して差し支えないでしょうか。 質問-2) 競争参加資格確認申請書「様式-6」の「配置予定技術者の業務実施体制」表のうち「担当する分担業務の内容」欄の記載内容について以下の内容でよいでしょうか？ 予定管理技術者の行う業務として、発注者支援業務共通仕様書（案）第1005条及び第4003条の業務内容を記載することでよろしいでしょうか。	1) 直近の変更契約金額を含む総額を記載して下さい。 2) 予定管理技術者の分担業務を記載して下さい。
13	工事監督支援	競争参加確認申請書	・九州地方整備局における平成25・26年度土木関係コンサルタントに係る一般競争（指名競争）参加資格の申請を行っている証明として、仮受付票等の添付は、必要でしょうか。	入札説明書では、「仮受付票等」の添付を求めておりませんので、資料は不要です。 ただし、ヒアリングの中で「平成25・26年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の申請を行っているか？」を確認いたします。（ヒアリングを実施しない場合は、電話による確認を実施いたします。）
14	工事監督支援	競争参加確認申請書	・企業及び配置予定管理技術者の同種又は類似業務について記載した業務の評価通知書（写し）の添付は、必要でしょうか。	入札説明書では、添付を求めておりませんので提出は不要です。なお、添付資料等の詳細は、入札説明書によられたい。
15	工事監督支援	入札説明書 （様式-3、-4）	題名 競争参加資格確認申請書「様式-3」、「様式-4」について 1 「様式-3」の「6 手持業務の状況」について 質問内容：複数年契約業務の平成25年度の支払限度額は、競争参加資格確認申請書提出時点で直近の変更契約書に記載された金額でよろしいでしょうか。 2. 「様式-4」について 質問内容：入札説明書6. (6) 競争参加資格確認申請書の作成及び記載上の留意事項に、競争参加資格確認申請者以外が受託した業務を予定管理技術者の業務実績として記載する場合は、「当該業務を受託した企業名を記載すること」とあります。出向での業務実績を記載する場合、受託した企業名を明記することで、「業務名」、「TEORIS登録番号」、「契約金額」、「発注機関名」は該業務を受託した企業がTEORIS登録した実績データのとおり記載してよろしいでしょうか。	1. 直近の変更契約金額を含む総額を記載して下さい。 2. TEORIS登録した実績データを記載して下さい。
16	積算技術	入札説明書 （様式-6）	競争参加資格確認申請書（様式-6）の記載内容について 様式-6の下表「配置予定技術者の業務実施体制」の表では、管理技術者の欄に「担当する分担業務の内容」を記入するようになっています。 1) 管理技術者の「担当する分担業務の内容」欄には、（様式-6）の上表の業務実施体制「分担業務の内容」と同じ記載でよろしいか伺います。	予定管理技術者の分担業務を記載して下さい。

平成25年度発注者支援業務等に関する質問に対する回答

整理番号	業務種別	分類	質問事項	回答
17	積算技術 道路許可	入札説明書 (様式-6)	競争参加資格確認申請書(様式-6)の記載内容について ①(様式-6)上表の注1では、「1者単独により、業務を実施する場合には記載する必要はない。ただし、注3による場合は、記載すること。」と注意書きされています。しかし、入札説明書6.(6)競争参加資格確認申請書等の作成及び記載上の留意事項では、業務実施体制の項に「単体企業、設計共同体、いずれの場合においても業務分担について記載すること。記載様式は様式-6とする。」とありますが、いずれの記載方法を採用すべきか、お問い合わせします。 競争参加資格確認申請書(様式-6)の記載内容について 様式-6の下表「配置予定技術者の業務実施体制」の表では、管理技術者の欄に「担当する分担業務の内容」を記入する様式となっています。 ②管理技術者の「担当する分担業務の内容」の欄には、(様式-6)の上表の業務実施体制「分担業務の内容」と同じ記載でよろしいかお問い合わせします。	①【単体企業】 「業務の分担をしない」との記載で良い。 【設計共同体】 設計共同体の場合又は、業務の一部を再委託する場合や学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、様式-6の注2、3を参照して下さい。 ②管理技術者の分担業務を記載して下さい。
18	工事監督支援	入札説明書、提出様式	入札説明書6.(6)の「競争参加資格確認申請書等の作成記載上の留意事項」において、「記載された事項以外の内容を含む申請書、又は書面及び書式に示された条件に適合しない資料等については申請書を無効にする場合がある」との記載があります。 申請書「様式-10」について、複数年度契約業務で配置予定担当技術者毎の配置予定期間に記載する場合、2の裏の右側に「配置予定期間の欄を設けて差し支えないでしょうか。あるいは業務実施期間に配置を予定している担当技術者を記載しておけば各担当技術者の配置期間について記載の必要はないと考えてよいのでしょうか。」	年度により異なる技術者の配置を予定している場合は、全ての技術者について記載するとともに(様式-10)の②の業務実績欄の右側に対象年度を追記すること。 なお、記載人数については発注者の想定人数と必ずしも同数でなくてもよい。
19	積算技術	特記仕様書	特記仕様書(案)第9条 (3)対象工事等については、別紙-1「対象工事一覧表」にダム本体のB区分(工種別が5種以上の工事)2件となっておりますが、1工事毎の詳細な工種別及び施工規模概要を明示をお願いします。	積算技術業務の工事毎における工事種別等については、全国統一で特記仕様書(案)別紙-1での記載となっております。 よって、特記仕様書 別紙-1「対象工事一覧表」に記載している工種別等で判断して下さい。
20	工事監督支援	担当技術者の配置	・本業務の配置予定担当技術者の想定人数が、平成25年度：3名程度、平成26年度：5名程度となっております。様式-10に記載する人数及び業務実績は、1年目(平成25年度)分を記載すれば良いでしょうか。	年度により異なる技術者の配置を予定している場合は、全ての技術者について記載するとともに(様式-10)の②の業務実績欄の右側に対象年度を追記すること。 なお、記載人数については発注者の想定人数と必ずしも同数でなくてもよい。
21	ダム管理支援	特記仕様書第13条 ダム管理支援業務Bについて	ダム貯水池周辺の巡視については、徒歩あるいは車両どちらで行うのでしょうか。数量総括表に数量が明示されていませんので車両の貸与と考慮してよろしいのでしょうか。	車両による巡視を想定しています。 車両については、受注者負担とされており、旅費交通費にて計上しています。
22	ダム管理支援	特記仕様書第8条 業務の実施日について	ダム管理支援員Aの実施日は、積算資料では19.5日/月となっておりますが、特記仕様書第8条「業務の実施日」では行政機関の休日等をのぞいた日となっております。整合がとれていません。19.5日/月は業務実施期間中の開庁日と同日数とすべきではないでしょうか。	19.5日/月は、1ヶ月当たりの平均作業日数です。
23	工事監督支援	共通仕様書	Q：発注者支援業務共通仕様書第1030条(行政情報流失防止の強化)において、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者(以下「情報管理責任者」という。)を選任及び配置するものとする。との条項があります。 この「情報管理責任者」を当該業務の管理技術者が兼務して差し支えないでしょうか。	「情報管理責任者」は、当該業務の管理技術者が兼務しても構いません。
24	積算技術	ヒアリングの有無	入札説明書の書類審査の実施の中で、「ヒアリングを実施する場合がある」とあるが、基本的にはヒアリングを実施しないと考えるとよいでしょうか。	提出された申請書類の内容によっては行う場合もあります。
25	積算技術	特記仕様書	現地作業及び打合協議の「基地」については、いつ頃通知になるのか。	入札参加業者が決定後、通知を予定している。
26	工事監督支援業務	業務実績	企業及び管理技術者の業務実績についてですが、設計共同体で受注した業務を業務実績として記入することは可能でしょうか。 可能な場合は、設計共同体で受注した旨を記入するのでしょうか。(金額等)	設計共同体として受注した業務でも可能です。設計共同体として受注した旨の記載は必要ありません。ただし、TECRIS登録されていない業務を業務実績として記載する場合は、その業務を担当した事を証する業務計画書又は業務報告書等の該当部分の写しを添付して下さい。
27	工事監督支援業務	業務費内訳書	業務費内訳書についてですが、入札金額と大幅に異なる場合ならびに金額が異なる事について根拠ある説明がされない場合は無効となっておりますが、大幅に異なる場合というのは何パーセント程度を考慮しているのでしょうか。	基本、入札金額の内訳は業務費内訳書と考えています。
28	堰・排水機場管理支援	入札説明書	入札説明書6.(6)3)におきまして「中立公平性を確保していることを示す誓約書を添付すること。」とありますが、内容としては、入札説明書5.5-3.の部分を示す誓約書と考えてよろしいでしょうか。	入札説明書5-4(2)によらねたい。
29	堰・排水機場管理支援	入札説明書	中立公平性を確保していることを示す誓約書の、様式又は記載例等のご提示もしくは、誓約書を作成するうえでの注意点(記載すべき事項等)のご指示をお願いいたします。	入札説明書5-4(2)によらねたい。
30	堰・排水機場管理支援	入札説明書 別紙-2	別紙-2様式例の(様式-6)におきまして、分担業務の内容を記載する際の注意事項として(注1)「1者単独により業務を実施する場合には記載する必要はない。」とありますが、入札説明書11ページの業務実施体制に関する留意事項として、「単体企業、設計共同体、いずれの場合においても業務分担について記載すること。」となっております。どちらが正と判断したよろしいでしょうか。	【単体企業】 「業務の分担をしない」との記載で良い。 【設計共同体】 設計共同体の場合又は、業務の一部を再委託する場合や学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、様式-6の注2、3を参照して下さい。
31	工事監督支援	入札説明書 様式-6	様式-6の記入方法につきまして、「業務実施体制」の注1)におきまして、「1者単独により、業務を実施する場合には記載する必要はない」とありますが、入札説明書には「単体企業、設計共同体、いずれの場合においても業務分担について記載すること」となっており、記載した方がよいのでしょうか。 また、「1者単独により業務を実施する場合に、「配置予定技術者の業務実施体制」に記載する必要があるのででしょうか。 また記載する場合、「担当する分担業務の内容」はどのような事を記載すればよろしいのでしょうか。ご回答のほどよろしくお問い合わせいたします。	【単体企業】 「業務の分担をしない」との記載で良い。 【設計共同体】 設計共同体の場合又は、業務の一部を再委託する場合や学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、様式-6の注2、3を参照して下さい。
32	工事監督支援	入札説明書	入札説明書の参考資料において、平成26年度の配置予定担当技術者の想定員数5名程度が示されておりますが、そのうち電気通信設備工事の担当技術者の想定員数をご提示いただけないでしょうか。	特記仕様書(案)に記載している対象工事件数により想定しています。
33	工事監督支援	特記仕様書	特記仕様書 別紙-1 対象工事一覧表において、電気通信設備工事が平成26年度の目見込まれておりますが、平成25年度 土木〇名・電気〇名、平成26年度 土木〇名・電気〇名 といった業務種別毎の想定配置人数がありましたらご教示願います。	特記仕様書(案)に記載している対象工事件数により想定しています。
34	ダム管理支援	特記仕様書	ダム管理支援員Aの実施日は、積算資料では19.5日/月となっておりますが、特記仕様書第8条「業務の実施日」では行政機関の休日等をのぞいた日となっております。整合がとれていません。19.5日/月は業務実施期間中の開庁日と動日数とすべきではないでしょうか。	19.5日/月は、1ヶ月当たりの平均作業日数です。
35	ダム管理支援	積算基準	見積参考資料では管理技術者の指揮監督は0.5日/月となっておりますが、参考資料のダム管理支援業務積算基準(案)によると2人以上は1.0日/月となっております。 本業務の担当技術者はダム管理支援業務Aとダム管理支援業務Bを加えれば2人以上になるので指揮監督が1.0日/月になるのではないのでしょうか。	指揮監督にかかる管理技術者の員数は、全国の統一として、参考資料の「ダム管理支援業務積算基準(案)」に示すとおり、想定される担当技術者数が2名以下の場合は「0.5日/月」となっております。本業務においては担当技術者を3名と想定しており、管理技術者は「1.0日/月」を計上することとなります。 今回、「見積参考資料」に示している「0.5日/月」は「1.0日/月」の誤りであるため資料の差し替えを致します。
36	河川巡視	事務用品費	・業務に必要なタブレットの通信料、損料は事務用品費に計上してよろしいでしょうか。 ・またその場合、通信料は 月額×24ヶ月 でよろしいでしょうか。 ・損料について参考見積等があれば、ご提示いただけないでしょうか。	・事務用品費に計上願います。 ・月額×24ヶ月(1台当たり)です。 ・タブレット損料及び通信料は、後日、九州地方整備局ホームページに掲載公表する予定です。